二十三項」に改め、同項第三号中「第三十九条の百六第二十三項」を「第三十九条の百六第十六項」に、「同条第二十四項」を「同条第十七項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項中「含む。以下この条」を「含む。次項及び第五項」に、「第三十九条の七第五十七項」を「第三十九条の七第四十五項」に、「第八項」を「次項」に、「第十二号」を「第八号」に、「同条第七項」を「同条第五項」に、「いう。以下この条」を「いう。以下この項及び次項第三号」に改め、同項第一号中「区域（以下この条」を「区域（以下この項及び次項第三号」に改め、同項第二号中「（当該買換資産がイに掲げる場合に該当し、かつ、当該買換資産が農業又は林業の用に供されるものであるときは、当該地域及び表の第一号の下欄に規定する市街化区域と定められた区域（以下この項において「市街化区域」という。）以外の地域）を削り、同号イ及びロを次のように改める。

イ　当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域内である場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める地域

(1)　当該買換資産が農業及び林業以外の事業の用に供されるものである場合　既成市街地等以外の地域及び表の第一号の下欄に規定する特定区域（ロ(1)において「特定区域」という。）

(2)　当該買換資産が農業又は林業の用に供されるものである場合　既成市街地等以外の地域及び表の第一号の下欄に規定する市街化区域と定められた区域（以下この項において「市街化区域」という。）以外の地域

ロ　当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域以外の地域内である場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める地域

(1)　当該買換資産が農業及び林業以外の事業の用に供されるものである場合　特定区域

(2)　当該買換資産が農業又は林業の用に供されるものである場合　市街化区域以外の地域

第二十二条の七第六項第三号及び第四号を削り、同項第五号中「第五号」を「第二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号中「第五号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号中「表の第七号の下欄」を「表の第四号の下欄」に、「第三十九条の七第五項第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲げる」を「第三十九条の七第三項に規定する」に、「表の第七号の上欄」を「同号の上欄」に、「第十号」を「次号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第八号及び第九号を削り、同項第十号中「第九号」を「第五号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第十一号中「第九号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十二号中「第十号」を「第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十三号を削り、同項を同条第三項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「表の第二号、第四号、第六号、第七号の下欄、第十号の下欄、第十二号、第十三号の上欄、第十四号、第十五号、第十六号又は第十八号の上欄」を「表の第三号、第六号の下欄、第七号又は第八号」に改め、「（表の第七号の下欄に掲げる資産にあつては、施行令第三十九条の七第五項第三号又は第八号に掲げる区域内にあるものに限る。）」を削り、「第三十九条の七第五十七項」を「第三十九条の七第四十五項」に改め、同項第一号から第四号までを削り、同項第五号中「表の第六号の上欄に」を「表の第三号の上欄に」に改め、同号イ中「表の第六号の上欄のイ」を「表の第三号の上欄のイ」に改め、同号ロ中「表の第六号の上欄のロ」を「表の第三号の上欄のロ」に改め、同号ハ中「表の第六号の上欄のハ」を「表の第三号の上欄のハ」に改め、同号を同項第一号とし、同項第六号中「第六号」を「第三号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第七号を削り、同項第八号中「第十号」を「第六号」に、「市街地再開発事業等（）」を「市街地再開発事業（）」に改め、「又は同法第百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に係る同法第百二十九条の二第一項に規定する再開発事業」を削り、「第三十九条の七第七項」を「第三十九条の七第五項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第九号から第十一号までを削り、同項第十二号中「表の第十四号の上欄に掲げる」を「表の第七号の上欄に掲げる」に改め、同号イ中「第三十九条の七第十六項第一号」を「第三十九条の七第六項第一号」に、「第十四号」を「第七号」に改め、同号ロ中「第三十九条の七第十六項第二号」を「第三十九条の七第六項第二号」に、「第十四号」を「第七号」に改め、同号ハ中「第三十九条の七第十六項第三号に」を「第三十九条の七第六項第三号に」に、「第十四号」を「第七号」に改め、同号ハ(1)中「第三十九条の七第十六項第三号イ」を「第三十九条の七第六項第三号イ」に改め、同項第三号ロ中「第三十九条の七第十六項第三号ロ」を「第三十九条の七第六項第三号ロ」に改め、同号を同項第四号とし、同項第十三号中「表の第十四号の下欄に掲げる」を「表の第七号の下欄に掲げる」に改め、同号イからトまでの規定中「第十四号」を「第七号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第十四号中「第十五号」を「第八号」に、「第三十九条の七第十七項」を「第三十九条の七第七項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第十五号中「第十五号」を「第八号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十六号から第十八号までを削り、同項を同条第四項とし、同条第九項中「第五号の」を「第二号の」に、「第三十九条の七第二十二項第一号」を「第三十九条の七第十二項第一号」に、「第三十九条の七第五十七項」を「第三十九条の七第四十五項」に、「第六項」を「第三項」に、「同項第五号及び第六号」を「同項第三号及び第四号」に、「同条第二十二項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項を同条第六項とし、同条第十一項中「第三十九条の七第二十九項第一号」を「第三十九条の七第十七項第一号」に改め、同項第一号中「第三十九条の七第二十九項」を「第三十九条の七第十七項」に、「この号及び第三号」を「この項」に改め、同項第二号中「第三十九条の七第三十四項」を「第三十九条の七第二十二項」に、「同条第三十五項」を「同条第二十三項」に、「第三十九条の七第三十六項ただし書」を「第三十九条の七第二十四項ただし書」に改め、同項第三号中「第三十九条の百六第二十三項」を「第三十九条の百六第十六項」に、「同条第二十四項」を「同条第十七項」に、「第三十九条の百六第二十五項ただし書」を「第三十九条の百六第十八項ただし書」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項第二号中「以下この項」を「第五号及び第七号」に改め、同項第三号中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同項第五号中「第十八号」を「第九号」に改め、同項第六号中「第十八号」を「第九号」に改め、同項第八項とし、同条第十三項第二号中「以下この項」を「第四号及び第六号」に改め、同項第三号中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十四項第二号中「第十八号」を「第九号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十五項中「第三十九条の七第五十五項」を「第三十九条の七第四十三項」に、「同条第五十六項」を「同条第四十四項」に改め、同項第一号中「第三十九条の七第二十二項又は第三十九条の百六第十一項」を「第三十九条の七第十項又は第三十九条の百六第四項」に改め、同項第二号中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同項第三号中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に、「第三十九条の七第二十二項又は第三十九条の百六第十一項」を「第三十九条の七第十項又は第三十九条の百六第四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十六項中「第三十九条の七第五十六項」を「第三十九条の七第四十四項」に改め、同項を同条第十二項とする。

第二十二条の九の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第六項第三号中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同条第七項第二号中「以下この項」を「第四号及び第八号」に改め、同項第三号中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改める。

第二十二条の九の二の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第一項中「認定事業者（以下この条」を「認定事業者（次項及び第十二項」に改め、同条第七項中「適格分割又は適格現物出資の」を「適格分割等（第二号において「適格分割等」という。）の」に改め、同項第二号中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同条第九項第三号中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同条第十項第二号中「以下この項」を「第四号及び第六号」に改め、同項第三号中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改める。

第二十二条の九の四第一項第二号中「次項」を「次項第五号」に改める。

第二十二条の十第一項第二号ロ中「同条第八項第二号」を「同条第八項第一号イに規定する比較対象取引、同号ハ(1)に規定する比較対象取引、同項第二号」に、「第三十九条の十二第八項第四号に掲げる準ずる」を「第三十九条の十二第八項第四号に掲げる」に、「方法」の下に「又は同項第四号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に準ずる方法に限る。）」を加え、「同号に規定する」を「これらの方法により」に改め、「書類」の下に「（ロ及びホに掲げる書類を除く。）」を加え、同号ホ中「同条第八項第二号」を「同条第八項第一号イに規定する必要な調整、同号ハ(1)に規定する必要な調整、同項第二号」に、「第三十九条の十二第八項第四号に掲げる準ずる」を「第三十九条の十二第八項第四号に掲げる」に、「掲げる同等の」を「定める」に改める。